

様式第一号の三（第一条の三関係）

様式第二号（第三条、第五条関係）

様式第三号（第四条關係）

様式第四号（第六条関係）

備考 1 ① 内容には、記入しないこと。
2 指定する不動文字用に印すること。
3 黒ボールペン用に、かく書はつきりと記入すること。
4 指定取扱機関に申し込む場合には、所定の手続により交換手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

横式第六号(第二十八条関係) 第一 号 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 第10条第2項の規定による身分を示す証票 氏名 年月日生 年月日発行 都道府県(保健所設置市又は特別区) 印	(表面) 署 真
---	------------------------

(済用)	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和2年法律第217号)抜き	第13条の8 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰に処する。
第10条 都道府県知事は、施術者若しくは施術所の開設者から必要な報告を提出せし、又は当該職員にその施術所に臨検し、その構造改善若しくは第2項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。	六 第10条第1項(第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
前項の規定によって臨検検査をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。	注 保健所を設置する市又は特別区にあっては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第8条第1項の規定により前記都道府県知事の権限は市長又は区長が行うことなっている。
第1項の規定による臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	